

質問回答書

| 番号 | 該当箇所 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|---|--|
| 1 | 委託事業者募集要項 3.手続き等 (3)参加申込書等の提出期限、提出先及び提出方法 ○提出物・業務受注実績(様式4) | 様式4には3件の受注実績を記載するようになっています。参加資格要件で履行実績数が示されておりませんが、様式4には1～3件の受注実績の記載で問題ないでしょうか。 | 1件以上で結構です。また、様式4の記載欄を追加していただくことも可能です。 |
| 2 | 委託事業者募集要項 3.手続き等 (4)企画提案初頭の提出期限、提出先及び提出方法 ○提出物①企画提案書 | 『企画提案書の縦横の指定はない』と考えてよいでしょうか。 | 企画提案書の縦横の指定はありません。 |
| 3 | 特記仕様書 第1章 企業会計システム構築業務 第11条(固定資産管理)(4) | 会計基本システムに取り込みが必要となる固定資産管理情報とは減価償却及び除却にかかる仕訳データと考えてよいでしょうか。 | お示しの例示のように、資産の決算整理等に関して必要な事項となります。 |
| 4 | 特記仕様書 第2章 法適用移行事務支援 第18条(目的) | 移行事務支援において、第18条の「発注者が適正かつ効率的に進められるように」するには、各村に受注者側からの支援者が適時適切なタイミング(特に予算編成時)で個別訪問するのが望ましいと考えますが、各村へ訪問して担当者等に支援することは可能でしょうか。(各村で法適用に向けた担当者は最低1名はいらっしゃり、訪問して協議できる体制が各村で整備されているという理解で大丈夫でしょうか) | 各村に協議できる体制が整っているとご理解ください。 |
| 5 | 特記仕様書 第1章 企業会計システム構築業務 第11条(固定資産管理) | 固定資産管理システムにおいて、固定資産の種別及び財源種類は11村とも基本的に同一のものでよろしいでしょうか? | 基本的に同一と考えます。 |
| 6 | 特記仕様書 第1章 企業会計システム構築業務 第11条(固定資産管理) | 固定資産データを会計システムへ移行するにあたり、データレイアウトは全11村で統一していただけるのでしょうか?また、移行件数について各村それぞれ開示いただけますでしょうか。 | 会計システムのうち固定資産管理システムへの移行する際の、固定資産データのレイアウトは川上村のみ異なります。移行件数は、現時点でおおよそ下記のとおりです。 山添村簡易水道事業: 1,076件(R4年度当初時点) 曾爾村簡易水道事業: 412件(R4年度当初時点) 御杖村簡易水道事業: 196件(R4年度当初時点) 黒滝村簡易水道事業: 370件(R4年度当初時点) 天川村簡易水道事業: 164件(R4年度当初時点) 野迫川村簡易水道事業: 324件(R4年度当初時点) 十津川村簡易水道事業: 672件(R4年度当初時点) 下北山村簡易水道事業: 372件(R4年度当初時点) 上北山村簡易水道事業: 213件(R4年度当初時点) 川上村簡易水道事業: 65件(R2年度末時点) 東吉野村簡易水道事業: 881件(R4年度当初時点) |
| 7 | 特記仕様書 第1章 企業会計システム構築業務 第11条(固定資産管理)(4) | 「固定資産管理情報を、会計基本システムに取り込むことができる」とありますが、どのような取り込みを想定されておられますでしょうか?例えば、減価償却費の振替伝票が作成できる機能が、実装されておれば良いでしょうか? | お示しの例示のように、資産の決算整理等に関して必要な事項となります。 |
| 8 | 特記仕様書 第2章 法適用移行事務支援業務 第22条(新予算の編成) | 予算科目及び会計科目は、村ごとの比較可能性を考慮し、11村とも基本的に同一のものでよろしいでしょうか? | 基本的に同一と考えます。 |
| 9 | 特記仕様書 第2章 法適用移行事務支援業務 第25条(職員研修)3 | 「職員研修」について、共同で1回、各村(現地訪問)で1回として、最低12回の実施という解釈でよろしいでしょうか? | 回数についてはお見込みのとおりです。ただし、現地訪問については、必要に応じ、実施願います。 |
| 10 | 特記仕様書 第3章 法適用例規整備支援業務 第27条(目的) | 各村の現状の例規は、データ(Word等文字認識されたもの)で提供されるのでしょうか? | 提供は可能です。 |
| 11 | 特記仕様書 その他 | 納入通知書について会計システムから出力する必要はありますでしょうか? また必要な場合、レイアウトは全11村で統一した様式となりますでしょうか? もしくは、各村それぞれの様式となりますでしょうか? | 納入通知書の出力は必要となります。基本的には、各村の例規において納入通知書の様式が定められており、各村で異なるため、定められた様式に合わせる必要があります。ただし、必要事項を網羅した納入通知様式を提案いただき、新たな例規で定めることで統一することは可能と考えます。 |